

着手金・報酬等一覧表 (こもだ法律事務所規定)

※ 但し、消費税を含む。

	着手金 (着手時に発生)	報酬金 (事件終結時に発生)
1 相談料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当務所に来所して頂くことを前提に 原則として30分・5,500円。</li> <li>・HPをご覧頂いて来所して頂いた場合は、初回無料とします。</li> </ul>	
2 印紙代や戸籍等の入手、交通費などの実費としてお預かりする金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟や調停の申立てを前提とする場合には、事案によって予め2万円～5万円の実費分をお預りします。</li> <li>・なお、遠方の裁判所等への出頭が必要な場合には、拘束時間などを考慮して、旅費交通費とは別に「日当」(5,500円以上の金額)を頂く場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件終了時に清算します。</li> <li>・なお、事件処理の途中で、追加のご入金をお願いする場合があります。</li> </ul>
3 交渉の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容証明郵便の送付のみで処理出来る場合(例えば、時効の援用など)は、1通につき55,000円(事案により相談して決定する。)</li> <li>・内容証明郵便の後、引き続き「交渉」したり、「合意書」などの作成を依頼された場合には、加算があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉の結果、得られた「経済的利益」を前提に10%(11万円以上)を頂きます。</li> </ul>
4 民事事件一般 (1) 民事事件 ア(交渉・民事調停) ・貸金返還請求 ・債権回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は、旧日弁連作成の「報酬等早見表」の「民事事件」欄の「掛け率」で算出した金額を前提とします。</li> <li>・但、事案の特殊性や難易度などに応じて最低でも383,500円～440,000円以上とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は、依頼者が得た「経済的利益」を前提に、「報酬等早見表」の「民事事件」欄の「掛け率」で算出します。</li> <li>・但、事案により増額をお願いする場合があります。</li> <li>・最低でも「着手金」と同額以上。</li> </ul>
イ(民事訴訟) ・貸金返還請求 ・債権回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「交渉」や「調停」を経た場合には、既に上欄の方法で算出した「着手金」を頂いているので、「訴訟」移行追加分を頂きます(事案に応じて220,000円以上)を頂きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>

<p>(2) 損害賠償請求（訴訟）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慰謝料請求</li> <li>・交通事故による損賠賠償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は、「報酬等早見表」の「民事事件」欄の「掛け率」で算出した金額とします。</li> <li>・但、事案の特殊性や難易度などに応じて最低でも385,000～440,000円以上とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は、依頼者が得た「経済的利益」を前提に「報酬等早見表」の「民事事件」欄の「掛け率」で算出します。</li> <li>・但、事案により増額をお願いする場合があります。</li> <li>・最低でも「着手金」と同額以上とする。</li> </ul>
<p>5 家事事件一般 (1) 離婚等請求 ア（協議・調停の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻費用分担</li> <li>・子の親権</li> <li>・養育費支払</li> <li>・財産分与</li> <li>・慰謝料請求</li> <li>・子の氏の変更手続</li> <li>・年金分割の合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は、左記の内容を一件として、事案の特殊性や難易度などに応じて 385,000円～440,000円以上とします。</li> <li>・但し、これらの内一部のみ分割して 審判などに移行した場合には、加算 金額を相談します。</li> <li>・面会交流の立ち会いは、1回11,000円以上の「日当」（交通費は別途）を頂きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は、依頼者が得た「経済的利益」を前提に「報酬等早見表」の「民事事件」欄の「掛け率」で算出します。</li> <li>・但、事案により増額をお願いする場合があります。</li> <li>・最低でも「着手金」と同額以上とします。</li> </ul>
<p>イ（人事訴訟）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停が不調となり人事訴訟手続に移行する場合は、事案に応じて220,000円以上の追加金をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬については、同上。</li> </ul>
<p>(2) 保全処分（審判）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV保護命令</li> <li>・子の監護者指定</li> <li>・子の引渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審判及び審判前保全処分の申立費用としては、385,000～4440,000円以上とします。</li> <li>・但、実際に「強制執行」する場合には、「執行官費用」とは別に、追加の着手金として220,000円を頂きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果によって判断します。</li> <li>・基本的には、「着手金」と同額以上。</li> </ul>
<p>6 相続関係 (1) 遺産分割 ア（協議・調停）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼者の「相続分」に応じて得られる金額を前提として「報酬等早見表」に記載された「民事事件」欄の「掛け率」で算出した金額とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼者が得られた「経済的利益」を前提として「報酬等早見表」の「民事事件」欄の「掛け率」で算出します。</li> <li>・但し、最低でも着手金と同額以上とします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・但、事案の特殊性や難易度などに応じて最低でも385,000～440,000円以上とします。</li> </ul>	

<p>イ（遺産分割審判）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産分割調停が不調になると、通常「審判」手続きに移行します。</li> <li>・この場合に、調停段階での資料のほかに、さらに詳細な資料作成や調査が必要と判断される場合には、追加の着手金を頂きます（事案に応じて150,000円以上）。</li> </ul>	
<p>7 遺言関係 (1) 遺言書作成援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自筆証書遺言」の文案作成は、依頼者の遺産額を前提にして相談して決める（但し、165,000円以上とします）。</li> <li>・「公正証遺言」の作成を援助する場合には、公証人に支払う費用の他、事案に応じて別途165,000円以上を頂きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、基本的には、当職を「遺言執行者」にご指定頂くことにご了解を頂きたいと考えています。</li> </ul>
<p>(2) 遺言書の「検認」の手続き援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自筆証書遺言」を保管している場合、家庭裁判所に検認の申立てをする必要があり、その援助をします。</li> <li>・但し、その際に相続人全員の戸籍謄本や、被相続人の出生からなくなるまでの間の除籍謄本や原戸籍を揃えて提出する必要があるため、その入手のための費用は別途頂きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「検認申立て」の報酬は、遺産の額などを前提にして「報酬等早見表」の「契約締結交渉」欄の「掛け率」で算出します。</li> </ul>
<p>(3) 遺言無効訴訟</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟手続きを前提として、遺産の額や相続分を前提に、「報酬等早見表」に記載された掛け率を前提に算出します（事案により440,000円以上とする）。</li> <li>・また、「遺言無能力」を立証するために、カルテや診断書、検査結果など等の入手が不可欠な場合には、別途その入手のために費用を頂区ことになります。</li> <li>・訴訟提起する必要があるため、遺産総額を参照して「報酬等早見表」の掛け率で算出した金額とします。</li> <li>・最低でも、40万円以上とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言無効の判決を得た場合には、依頼者の「法定相続分」の金額を前提に「報酬等早見表」の「民事事件」欄の「掛け率」で算出した金額とします。</li> </ul>

<p>8 成年後見人選任申立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案により、報酬も含め275,000円以上とします。</li> <li>・ 但し、診断書や検査結果などの取り寄せ費用や戸籍や不動産の登記簿、金融機関の残高証明書などの入手のための費用は別途頂きます。</li> </ul>	
<p>9 労働審判手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムカードなどの証拠が整っていることを前提に、事案に応じて385,000円～440,000円以上とする。</li> <li>・ 従業員とのトラブルなど労働関係の相談も随時受け付けます。費用は事案毎に相談します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有利な和解や判決の場合には、得られた経済的利益に「報酬等早見表」の「民事事件」欄の「掛け率」で算出した金額とします。</li> </ul>
<p>10 保全手続き (1) 仮差押え・仮処分 (2) 差押え (3) 強制執行（競売）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「本案訴訟」を提起する場合は、別途、本表で定めた「着手金」及び「報酬金」を頂きます。</li> <li>・ 「債権金額」に応じて「民事事件」欄の「掛け率」で算出した金額の半額以上とする。</li> </ul>	
<p>11 任意整理手続き (過払金返還請求手続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各債権者の取引履歴の取寄せおよび利息制限法により引直し計算まで、各社につき5000円。</li> <li>・ 過払い金の返還請求交渉および訴訟手続きは、各債権者につき3万円以上とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意整理の合意書作成まで、各債権者につき3万円以上。</li> <li>・ 但、合意以後の合意内容の履行手続きは、依頼者の負担とします。</li> </ul>
<p>12 破産手続き・民事再生 手続きの申立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事務所は、基本的に、破産手続きや再生手続きはお請けしていません。</li> </ul>	
<p>12 刑事手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事務所は、原則として刑事事件はお請けしておりません。</li> </ul>	
<p>13 顧問料 (1) 個人 (2) 法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的に、月額5000円以上です。</li> <li>・ 基本的に、月額10,000円以上をお願いします。</li> </ul>	